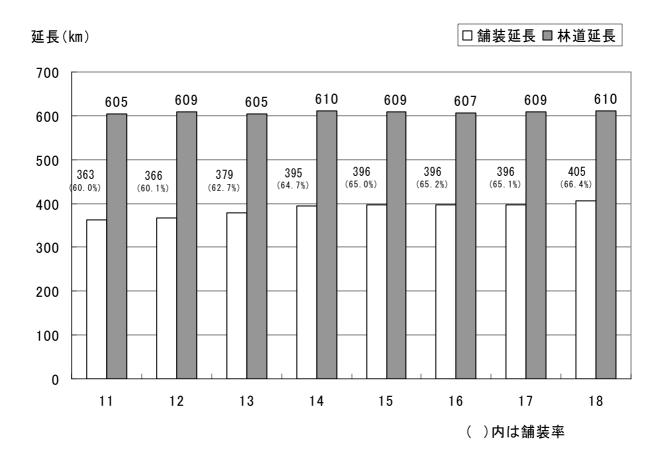
4. 基盤整備と林業機械

(1) 林 道

―森林資源の活用基盤としての林道整備―

林道の延長及び舗装延長の推移(全幅員3.0m以上の自動車道)



林道は、多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営の確立を図る一方で、森林の総合利用の推進、農山村地域の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。

このため、地域森林計画に基づき、林道整備を積極的に推進しており、平成18年度は8路線、789mの林道を開設した。

既設林道の構造を改良し輸送力の向上と通行の安全を図るため、法面の保全、勾配や曲線の修正、安全施設の整備等の改良事業を6路線、718m実施した。

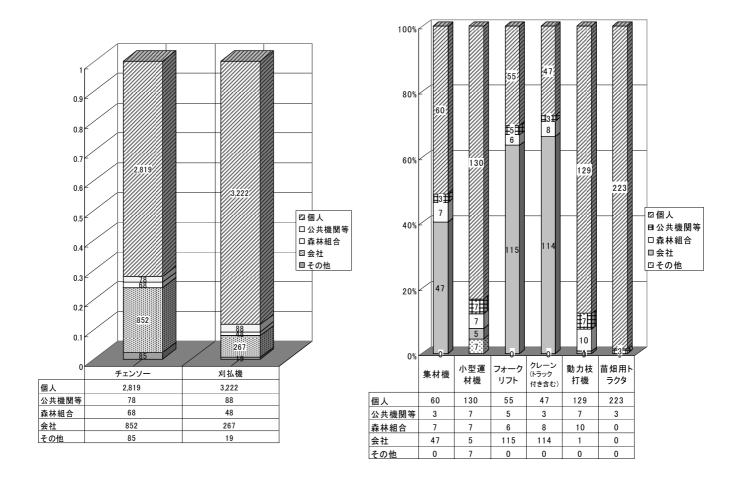
農山村地域の生活環境の改善及び林道維持管理費の節減を図るため、近年要望の高い既設林道の舗装事業を1路線、184m実施し、舗装率は66.4%となっている。

平成18年度末の林道(自動車)の総延長は610,173mであり、林道密度(森林面積1ha当たりの林道延長)は4.1m/haとなり、平成46年度の整備目標7.5m/haに対し約54%の進度となっている。

(2) 林 業 機 械

―労働生産性を高める林業機械―

主な林業機械の保有状況 (平成17年度)



林業機械は、生産性の向上、労働の軽減化を通じて林業経営の合理化・近代化に大きく寄与している。 林業機械の保有状況を見ると、刈払機は3,644台、チェンソーは3,902台となっており、この2機種は林 家等に一般的に普及している。木材の搬出用機械では、集材機が117台、クレーン付トラックは、145台、 小型運材車(林内作業車)は156台である。枝打ち作業の自動木登り式枝打機は136台である。

林業機械の所有形態を見ると、小型の機械は個人の所有率が高く、刈払機で88%、チェンソーで72%、小型運材車で83%である。一方、大型の機械は法人の所有率が高くクレーン付トラックで71%、フォークリフトで64%である。